令和6年度法務省委託インターネット上における誹謗中傷啓発動 画の制作及び広報に関する留意事項

1 広告動画の企画・構成

インターネット上における誹謗中傷に関する問題に対して、視聴者の興味・ 関心を引き付けるよう、企画段階から創意工夫をこらして、動画制作に係る 全ての業務を行うものとし、以下に記載の点も考慮して、担当者と十分な協 議を行い企画・構成を決定する。決定した内容を基にタイトル、シナリオ、 ナレーション、テロップ及びBGM、イラスト等(絵コンテ含む。)を作成する。

- (1) インターネット上における誹謗中傷による人権侵害は深刻な問題となっているため、誹謗中傷をしないように周知することを考慮すること。 YouTubeや広告等で使用できる15秒の動画を制作すること。
- (2) 最後まで視聴してもらえるよう、淡々と説明していくような広告動画とはせず、カメラワーク、BGM 等を工夫することで、視聴者を飽きさせない構成とすること。
- (3) 動画はアニメーションで表現するものとする。なお、動画には国民的人気があり、人権啓発に相応しいキャラクターを使用することとし、企画書と併せて、人気の理由及び国民の認知度、人権啓発に使用するにあたって問題かないか判断ができる根拠資料(例:使用する漫画・アニメのストーリー、主要キャラクターの職業や言動等)を提出すること。
- (4) 動画の最終的な仕上がりについてイメージすることが可能な程度に詳細な原案を3本程度提案し、担当者と協議の上、シナリオの大筋を決定すること。その後、動画の細部については、ラフ画やデザイン等の形で詳細な案を作成し、担当者の協議の上、決定すること。

2 映像制作•編集

企画・構成に基づき、動画制作に必要な映像調達や映像作成(必要に応じて、既存の映像や画像の使用を認める。)及び映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入等の編集作業を行う。

なお、制作・編集の際は、以下の点についても留意すること。

- (1) 制作に係る肖像権・著作権処理を行うこと。
 - ※ 契約期間は令和6年11月末から令和7年2月末までの3か月間と する。

契約期間中はYouTubeや街頭ビジョン等へ掲載し、広報活動に活用するものであるため、映像・画像・音楽等に係る肖像権や著作権処理を済ませ、契約期間中の所有権はすべて法務省に帰属するものとすること。

(2) キャラクターの使用料、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担

とする。

- (3) 完成までに担当者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- (4) 動画の要件・規格は次のとおりとする。
 - ア 再生時間は15秒程度とする。
 - イ 解像度はフルハイビジョンまたは4Kとする。
 - ウキャラクターの台詞及びナレーションには字幕を挿入すること。
 - エ タイトル、字幕、テロップ対応言語は、日本語とする。
 - オ 動画については令和6年11月末から令和7年2月末までの3か月間 使用できるようにすること。
 - カ 肖像権、差別用語等の人権、個人情報に十分配意すること。

3 広告媒体

下記(1)及び(2)の媒体については、必須の広告出稿先とすること。

(1) SNS広告

- ア SNS上の広報は、次の広報媒体による動画広報を行う。再生回数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。
 - (ア) X 200,000回以上
 - (イ) Instagram 100,000回以上
 - ※ 上記媒体以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は、根 拠資料や理由等の必要な情報を企画書中に明記の上で提案するこ と。
 - ※ 掲出においては当センターと協議のうえ、効果的・効率的な配 信運用に努めること。
- イ 新規制作する動画を配信する。
- ウ Xにおいては、当センターのアカウント(@Jinken_Center)を使用し、 広報展開を行うこととする。また、Instagram においては、当センター のアカウント(jinken_Center)を使用し、広報展開を行うこととする。
- (2) YouTube (インストリーム広告)
 - ア 「YouTube TrueView」による動画広報とする。
 - イ 動画視聴完了数は、500,000回以上の回数を満たすものとする。
 - ウ 新規制作する動画を配信する。

4 その他想定される媒体

上記3の媒体による広報のほかに、ウェブ上においてより広報効果・視聴 者増の効果が高い手法があれば提案可能とする。

なお、提案に当たっては、法務省が実施する広報にふさわしい媒体・内容とし、広報デザインについては、本事業で使用する映像を基に、必要な加工・修正を施したものを使用すること。

5 広報時期

- 12月4日(水)から10日(火)までの人権週間を中心に、令和6年1 1月末から令和7年2月末までの期間で広報を行う。
 - ※ 広報スパンが定められている媒体がある場合は、提案書中に、特記事項とするなど強調して明記すること。